

1-3.利用案内（団体）

団体として利用される方へ



市川市の図書館では、読書会その他の団体に対して、その活動を支援するため、団体名義の図書館利用券（以下、「利用券」という）を発行して、資料の貸出を行っています。

1. 「団体」として図書館を利用するには・・・

図書館を利用できる団体は、利用に継続性があり、図書館資料を営利目的で利用しない、次の団体となります。

1. 市内の読書活動に関わる団体（読書会、読み聞かせの会等）で、市川市内在住・在勤・在学者を主たる構成員とする、住所を異にする3人以上の団体。
2. 市川市内の福祉施設（高齢、こども、障害者）で図書館資料を使用する団体。
3. 市川市内の教育施設（学校、幼稚園、保育園等）としての利用方法については、ガイドNo. 1-4.「利用案内 保育士・教職員として利用される方へ」を参照してください。

○ 申請の内容によっては即日の利用券の交付ができない場合があります。あらかじめご了承ください。

2. はじめて 利用券を作るには・・・

代表者もしくは事務連絡者をご来館のうえ、以下のものをお持ちになり登録の手続きをしてください。

(ア) 市川市立図書館館外貸出団体登録・更新申請書（用紙は図書館にあります）

⇒代表者欄は、必ず代表者の方がご記入ください。

(イ) 団体構成員名簿（読書活動に関わる団体のみ必要です。用紙は図書館にあります）

(ウ) 代表者もしくは事務連絡者の住所を証明するもの（免許証、保険証等。在勤の方は在勤の確認ができるものをお持ちください。）

(エ) 団体の存在および所在地が確認できるもの（福祉施設等の団体のみ必要です。）

○ 登録事項に変更があった場合、または利用券を紛失された場合は、ただちに窓口へお届出ください。

○ 利用券は、3月末まで有効です。年度ごとに更新手続きが必要となります。

○ 団体には、Web パスワードの発行はしていません。

3. 団体として借りるには・・・（団体貸出）

団体として借りるには、必ず利用券が必要です。お忘れの場合は原則として貸出しできませんのでご注意ください。

種類	冊数	期間
図書	制限ありません	貸出日を含め 3 1 日
大型絵本・大型紙芝居（中央所蔵のみ）	1 点	貸出日を含め 1 5 日
C D	3 点	貸出日を含め 1 5 日
ビデオ・DVD（但し「広報いちかわ」のみ）	2 点	貸出日を含め 1 5 日

- 借りている資料を長期に延滞している場合は、追加の貸出しはできません。
- 貸出期間の延長は、延長希望の資料に予約がなければ可能です。延長の場合は、延長希望の資料と利用券をお持ちください。電話およびインターネットからの延長はできません。

4. 本が見つからないときには・・・（予約・リクエスト）

- お探しの資料が見当たらないときは、予約することができます。団体の予約は、窓口での受付になります。（十冊文庫を除き、市川市内所蔵資料のみの予約となります）
- 1 日 5 タイトル、累計で 20 点まで予約できます。
- 予約した資料に個人の方の予約がある場合は、個人の方の予約が優先になります。
- 読書会の活動支援のために、同タイトルの本を複数ご用意することができます。ご希望期日までに揃えられるだけの冊数をご用意いたします。なお、ご希望冊数に満たない場合もありますのであらかじめご了承ください。（3 週間前から予約を受付けますので、詳しくは窓口までご相談ください。）

※十冊文庫について

千葉県立図書館で読書会用に同タイトルの本を 10 冊用意しています。目録をご覧のうえ、リクエストカードにご記入にご記入ください。ご希望の資料が貸出中の場合もありますので、第二希望・第三希望までご記入ください。

5. 利用券を更新するには・・・

利用券の有効期限は、毎年 3 月末（年度末）までとなります。新年度は、代表者もしくは事務連絡者が 5 月末までに、利用券及び 2 の（ア）～（エ）を揃えてご来館のうえ、更新の手続きをしてください。

※ 6 月以降に更新手続きがお済みでない場合には、ご利用になれません。更新手続きを済ませてからご利用ください。

6. 借りている資料を失くした場合は・・・（弁償）

借りている資料を破損・紛失された場合は、原則として現物での弁償となります。まず図書館の窓口で「図書館資料事故届」を提出し、弁償の手続きについてお問い合わせください。

※ 資料を破損・紛失された場合は、代表者の責任において弁償をお願いいたします。代表者の方は、資料と利用券の管理を厳重にお願いいたします。